第九条第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十一条第九号及び第三十一条の六第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十一条の十（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十二条第八号、第三十七条第六項、第四十二条第一項各号、第四十五条第一項及び第二項第一号並びに附則第四条第八号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（母子保健法施行令の一部改正）

第八条　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四条　法第二十八条第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三項に規定する権限　当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

二　法第二十七条第一項に規定する権限　法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第九条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令）

第十条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同条の表第十六条第一項の項及び第十七条第一項の項中「当該事務」を「補助金等の貸付けに関する事務」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「消費者庁」を「消費者庁　こども家庭庁」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第十二条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第五号中「四国厚生支局長。次号及び次条第三号」を「四国厚生支局長。以下この条及び次条」に改め、同項第六号中「この号」の下に「及び第十四号」を加え、同項に次の二号を加える。

十三　法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。）　当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

十四　特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。）　当該地方厚生局長

イ　その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ　その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

第十四条に次の一号を加える。

八　特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）　当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十三条　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十号を第三十一号とし、第五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　こども家庭庁

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十四条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表七の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第十五条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「消費者庁」の下に「、こども家庭庁」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中イを削り、ロをイとし、ハからリまでをロからチまでとし、同号を同条第五号とし、同条第三号中「昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、「学校（」の下に「幼稚園（第一号イに規定するものに限る。）」を加え、「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下単に「幼保連携型認定こども園」という。）の施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が定めるもの

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ロにおいて「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その他の施設の整備に関する事業

ロ　認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の施設の整備に関する事業